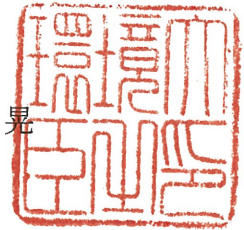




諮問第364号  
環水大土発第1310232号  
平成25年10月23日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
石原伸晃



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

オクタン酸 4-シアノ-2, 6-ジヨードフェニル (別名アイオキシニルオクタノエート又はアイオキシニル)

メチル=スルファニルイルカルバマートナトリウム塩 (別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム)

ビス (キノリン-8-オラト) 銅 (別名オキシニ銅又は有機銅)

S, S-ジ-sec-ブチル=O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)

[メチル (オキシ) {1- [6- (トリフルオロメチル) -3-ピリジル] エチル} - $\lambda^6$ -スルファニリデン] シアナミド (別名スルホキサフロル)

O-エチル=O- (6-ニトロ-m-トリル) = sec-ブチルホスホロアミドチオアート (別名ブタミホス)

(2RS, 4RS; 2RS, 4SR) -1- [2- (2, 4-ジクロロフェニル) -4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル] -1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名プロピコナゾール)

(別紙2)

(*EZ*) - 1, 3 - ジクロロプロペン (別名 1, 3 - ジクロロプロペン又はD - D)

S - エチル = ペルヒドロアゼピン - 1 - カルボチオアート (別名モリネート)



中環審第739号  
平成25年10月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成25年10月23日付け諮問第364号、環水大土発第1310232号をもって環境大臣より、当  
審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定  
に基づき、土壤農薬部会に付議する。



諮問第381号  
環水大士発第1408131号  
平成26年8月13日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
石原伸晃



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(5RS) - 2 - { (1EZ) - 1 - [ (2E) - 3 - クロロアリルオキシイミノ]プロピル } - 5 - [ (2RS) - 2 - (エチルチオ)プロピル ] - 3 - ヒドロキシシクロヘキサ - 2 - エン - 1 - オン (別名クレトジム)

ジンク = ビス (ジメチルジチオカルバマート) (別名ジラム)

2 - クロロ - N - (3 - メトキシ - 2 - テニル) - 2', 6' - ジメチルアセトアニリド (別名テニルクロール)

N - tert - ブチル - N' - (4 - エチルベンゾイル) - 3, 5 - ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)

1 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル) - 3 - [ 3 - (2, 2, 2 - トリフルオロエトキシ) - 2 - ピリジルスルホニル ] 尿素 ナトリウム塩 (別名トリフロキシスルフロンナトリウム塩)

4 - フェノキシフェニル (RS) - 2 - (2 - ピリジルオキシ)プロピルエーテル (別名ピリプロキシフェン)

5 - ブロモ - 3 - sec - ブチル - 6 - メチルウラシル (別名ブロマシル)

(別紙2)

ジアンモニウム = エチレンビス (ジチオカルバマート) (別名アンバム)

*N* - [ 3 - ( 1 - エチル - 1 - メチルプロピル ) - 1 , 2 - オキサゾール - 5 - イル ] - 2 , 6 - ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)

1 - ( 4 , 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル ) - 3 - ( 2 - エトキシフェノキシスルホニル ) 尿素 (別名エトキシスルフロニ)

2' , 3' - ジクロロ - 4 - エトキシメトキシベンズアニリド (別名エトベンザニド)

( *E* ) - 4 - クロロ - , , - トリフルオロ - *N* - ( 1 - イミダゾール - 1 - イル - 2 - プロポキシエチリデン ) - - トルイジン (別名トリフルミゾール)

3 , 5 - ジクロロ - *N* - ( 1 , 1 - ジメチル - 2 - プロピニル ) ベンズアミド (別名プロピザミド)



中環審第780号  
平成26年8月14日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成26年8月13日付け諮問第381号、環水大土発第1408131号をもって環境大臣より、当  
審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定  
に基づき、土壤農薬部会に付議する。